（市民緑地の設置及び管理が適正かつ確実に実施される基準）

第二十四条　法第六十一条第一項第九号の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　緑化施設等は、安全上及び衛生上必要な構造を有するものであること。

二　市民緑地を設置及び管理しようとする者が、市民緑地を設置する土地等について所有権その他の使用の権原を有すること。

三　前号の権原を借受けにより取得するときは、当該貸借契約において、市町村長の承認を受けた場合を除き、当該貸借契約の変更又は解除をすることができない旨の定めがあること。

（市民緑地設置管理計画の認定に係る緑化施設の面積）

第二十五条　法第六十一条第二項の緑化施設の面積は、次の各号に掲げる緑化施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により算出した面積の合計とする。

一　建築物の外壁に整備された緑化施設　緑化施設が整備された部分の鉛直投影面積の合計

二　前号に掲げる緑化施設以外の緑化施設　第九条第二号イからホまでに掲げる緑化施設の区分に応じ、それぞれ同号イからホまでに定める方法により算出した面積の合計

（市民緑地設置管理計画の公告）

第二十六条　法第六十一条第五項（法第六十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、次に掲げる事項について、公報、掲示その他の方法で行うものとする。

一　認定事業者の氏名又は名称

二　市民緑地の名称

三　市民緑地の区域

四　市民緑地の管理期間

五　整備する緑化施設等

（市民緑地設置管理計画の軽微な変更）

第二十七条　法第六十二条第一項の国土交通省令で定める軽微な変更は、緑化施設等の整備の実施期間の二月以内の変更とする。

（市民緑地設置管理計画の変更の認定の申請）

第二十八条　法第六十二条第一項の変更の認定の申請をしようとする者は、別記様式第四による申請書に、それぞれ第十八条に規定する図書のうち変更に係るものを添えて、これらを市町村長に提出しなければならない。

第二十九条　（略）

別記様式第三　（第十八条関係）（Ａ４）

市民緑地設置管理計画認定申請書

（略）

都市緑地法第60条第１項の規定に基づき、市民緑地設置管理計画について認定を申請します。この申請書及び添付書類の記載の事項は、事実に相違ありません。

（略）

（新設）

（緑化施設整備計画の認定に係る緑化施設の面積）

第二十三条　法第六十一条第二項の緑化施設の面積は、樹木の樹冠及び敷地内の土地又はその土地に存する建築物その他の工作物のうち芝その他の地被植物で表面が被われている部分（その水平投影面が樹木の樹冠の水平投影面と一致する部分を除く。）の水平投影面積（建築物の外壁の直立部分に整備された緑化施設にあつては、緑化施設が整備された外壁の直立部分の水平投影の長さの合計に一メートルを乗じて得た面積）（工場立地法第四条第一項の規定により公表された準則（同法第四条の二第一項の規定により同項に規定する都道府県準則が定められた場合又は同条第二項の規定により同項に規定する市準則が定められた場合にあつては、その都道府県準則又は市準則を含む。）に適合するために必要な同法第四条第一項第一号に規定する緑地の面積を除く。）の合計とする。

（新設）

（新設）

（緑化施設整備計画の軽微な変更）

第二十四条　法第六十二条第一項の国土交通省令で定める軽微な変更は、緑化施設の整備の実施期間の二月以内の変更とする。

（新設）

第二十五条　（略）

別記様式第三　（第十八条関係）（Ａ４）

緑化施設整備計画認定申請書

（略）

都市緑地法第60条第１項の規定に基づき、緑化施設整備計画について認定を申請します。この申請書及び添付書類の記載の事項は、事実に相違ありません。

（略）